

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第4条第3項</u>の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 <u>条例第4条第3項</u>の規則で定める者は、次に掲げる<u>認定証等を所持している者とする。</u></p>	<p>(<u>条例第3条第5項第2号</u>の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 <u>条例第3条第5項第2号</u>の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第67条第2項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる認定証の適用・減額対象者又は減額対象者の欄に記載された者</u></p> <p>ア <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>イ <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>ウ <u>船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第47条ノ2ノ8第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>エ <u>国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第105条の9第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>オ <u>地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府文部省令第1号）第110条の5第3項の規定に自治省より交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>カ <u>私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項の規定により交付された限度額適用証</u></p>

- (1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第105条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項に規定する標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (3) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第95条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (4) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第105条の9第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (5) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第110条の6第3項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (6) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項に規定する限度額適用証
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第67条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証

(条例別表第1号の規則で定める者等)

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者のうち年齢70歳以上のものを有する者	10万円
所得税法に規定する扶養親族のうち年齢70歳以上のもの（以下「老人扶養親族」という。）を有す	老人扶養親族1人につき10万円

(条例別表第1号の規則で定める者等)

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額（その者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がいる場合で、当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、同表の右欄に定める額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円（当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族である場合にあっては、当該特定扶養親族1人につき25万円）を加算した額）とする。

当該年度分の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者	当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
--	---

る者		当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者	当該控除の対象となった障害者1人につき27万円 (当該障害者が地方税法第34条第1項第6号に規定する特別障害者である場合にあっては、40万円)
所得税法に規定する扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満のもの(以下「特定扶養親族」という。)を有する者	特定扶養親族1人につき25万円		
地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第1項第1号から第4号まで又は第10号の2の規定により控除を受けた者	当該控除を受けた額	当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者	当該控除を受けた者につき27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合にあっては、35万円)
地方税法第34条第1項第6号の規定により控除を受けた者	当該控除の対象となった障害者1人につき27万円 (当該障害者が地方税法第34条第1項第6号に規定する特別障害者である場合にあっては、40万円)	当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者	当該控除を受けた者につき27万円
地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者	27万円(地方税法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、35万円)	当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者	当該免除に係る所得の額
地方税法第34条第1項第9号の規定により控除を受けた者	27万円		
地方税法附則第6条第1項の規定により免除を受けた者	当該免除を受けた額		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定(「第3条第5項第2号」を「第4条第3項」に改める部分に限る。)は、平成24年7月1日から施行する。